

浅口市立金光中学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件程度であり、部活動内や学級・学年内での友人関係におけるトラブルが多い。発生は、小学校時からの人間関係に起因するものや、SNS等への書き込みで起因する生徒間トラブルが原因となっているものが多い。小中学校間での連携を密にし、個々の生徒についての情報交換だけでなく、人間関係での対応についても、しっかりと把握し対応を考えていく必要がある。また、高学年になるにつれてネット利用の割合も増加しているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 1 生徒の主体的な活動を進め、日常生活や授業の中で誰もが活躍できる機会を設け、生徒をほめたり認めたりすることにより、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - 2 授業の中で学び合い(グループの中での交流)をすることによって、生徒の居場所づくりや絆づくりをする。
 - 3 いじめの早期発見のために人権アンケートやアセス調査を実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 - 4 学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも学年主任や教育相談担当の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- <重点となる取組>
- 1 教材研究を徹底し、わかりやすい授業を工夫すると共に、つながりを意識した授業の中で交流(学び合い)の場を設定する。
 - 2 人権アンケートやアセスの分析結果を学年全体で共有し、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - 3 「人権について考える週間」において、学活や全校集会を通して、各学級での現状を認識し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をホームページに掲載し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学年・学級懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学年便りやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校のスクールカウンセラー等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年4回開催(年度初め、学期ごと、事案により外部委員も参加)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、浅口市スクールホリ
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、人権担当教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣
- <学校側の窓口>
・教頭

<連携機関名>

- ・玉島警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

(教員研修)

- ・教職員の授業力向上を図るため、外部講師を招聘した研修をすると共に、すべての教員が年1回以上研究授業と授業研究会を行う。
- ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。

(生徒会活動)

- ・人権週間において、人権担当教員や生徒会を中心に、生徒自らが考えいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

(居場所づくり)

- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。

②
早期発見

(実態把握)

- ・日々の生活ノートでのやり取りの中で、悩みや生活の様子を把握し、その都度声かけを行う。

- ・アセス年2回実施し、分析することで、特に配慮が必要な生徒を予想する。

- ・生徒の実態把握のためのアンケートを年4回に実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

- ・全ての教員がカウンセリングマインドをもって生徒に接し、生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)

- ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できるよう、日常での教職員間のコミュニケーションを密にするとともに、学年会議や生徒指導担当者会、教育相談担当者会等の時間確保を時間割の中で週1時間行う。

(家庭への啓発)

- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③
いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた生徒への支援)

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

- ・いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月)継続しているとき、いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。解消されるまで、必要な見守り等を継続する。

(いじめた生徒への指導)

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。